

松江市告示第 373 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則に基づく地方税関係手続に係る個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を定める件(平成 27 年松江市告示第 457 号)の一部を次のように改正する。

令和 2 年 5 月 25 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正案	現行
<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則<u>第2条第4項</u>に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府・総務省令第3号。以下「規則」という。）に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する手続（以下「地方税関係手続」という。）に係る個人番号利用事務実施者（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める書類、財務大臣等（規則<u>第1条第3項</u>に規定する財務大臣等をいう。）が適当と認める事項等、個人番号利用事務実施者が適当と認める事項、</p>

個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、令和2年5月25日から適用する。

別表第2欄に掲げる規定の同第3欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第4欄に掲げるとおり定める。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	

個人番号利用事務実施者が認める場合及び個人番号利用事務実施者が適当と認める方法（以下「個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等」という。）を、以下のとおり定め、平成28年1月1日から適用する。

別表第2欄に掲げる規定の同第3欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者が適当と認める書類等を同第4欄に掲げるとおり定める。

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	
通知カード記載事項が個人番号提供に係	規則第1条第1項第2号	官公署から発せられ、又は発給された書類その他これに類する書類であって、通知カードに記載された氏名及び出生の年月日	1-1	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
			1-2	本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個

					る	又は住			人識別事項の記
					も	所（以			載があるもの
					の	下「個			（提示時におい
					で	人識別			て有効なものに
					あ	事項」			限る。以下「写
					る	と い			真付身分証明書
					こ	う。）が			等」という。）
					と	記載さ	1-		戦傷病者手帳そ
					を	れ、か	3		の他官公署から
					証	つ、写			発行又は発給を
					す	真の表			された本人の写
					る	示その			真の表示のある
					書	他の当			書類で、個人識
					類	該書類			別事項の記載が
					等	に施さ			あるもの（提示
						れた措			時において有効
						置によ			なものに限る。
						って、			以下「写真付公
						当該書			的書類」とい
						類の提			う。）
						示を行	1-		規則第 1 条第 1
						う者が	4		項第 3 号口に規
						当該個			定する個人番号
						人識別			利用事務等実施
						事項に			者（以下「個人
						より識			番号利用事務等
						別され			実施者」とい
						る特定			う。）が発行した
						の個人			書類であって識
						と同一			別符号又は暗証
						の者で			符号等による認

あることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの		証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
	1-5	個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、当該個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
	1-6	官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等と併せて提

			示又は提出する 場合の当該書類
規則 第 1 条 第 1 項 第 3 号 ロ	官公署 又は個 人番号 利用事 務等実 施者か ら発行 され、 又は発 給され た書類 その他 これに 類する 書類で あって 個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める もの (通知 カード に記載 された 個人識 別事項	2-	本人の写真の表 示のない身分証 明書等で、個人 識別事項の記載 があるもの（提 示時において有 効なものに限 る。以下「写真 なし身分証明書 等」という。）
		1	
	2-	2	地方税若しくは 国税の領収証 書、納税証明書 又は社会保険料 若しくは公共料 金の領収証書で 領収日付の押印 又は発行年月日 及び個人識別事 項の記載がある もの（提示時に おいて領収日付 又は発行年月日 が6か月以内の ものに限る。以 下「地方税等の 領収証書等」と いう。）
	個人識 別事項	2-	印鑑登録証明

						<p><u>の記載があるものに限る。)</u></p>	<p><u>3</u></p>	<p><u>書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</u></p>
							<p><u>2-4</u></p>	<p><u>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に</u></p>

							<u>基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）</u>
					<u>規則第1条第3項第5号</u>	<u>過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提</u>	<u>3-1</u>

写真の表示等	規則第1条第	官公署から発行され、又は発給された	1-1	<u>税理士法施行規則(昭和26年大蔵省令第55号)第12条に規定する税理士証票(提示時におい</u>

		供を行		
		う者が		
		当該提		
		供に係		
		る申告		
		書等を		
		作成す		
		るに当		
		たって		
		必要と		
		なる事		
		項又は		
		考慮す		
		べき事		
		情(以		
		下「事		
		項等」		
		とい		
		う。)で		
		あって		
		財務大		
		臣等が		
		適当と		
		認める		
		事項等		
写真の表示等	規則第2条第	官公署から発行され、又は発給された	4-1	<u>税理士証票</u>

により個人番号提供者を確認できる書類	2号	書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第15号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載され		<u>て有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）</u>
			1-2	<u>本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）</u>
			1-3	<u>戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公</u>

により個人番号提供者を確認できる書類	2号	書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第15号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載され		_____
			4-2	<u>写真付身分証明書等</u>
			4-3	<u>写真付公的書類</u>

	た氏名及び出生の年月日は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される		的書類」という。）
		1-4	規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		1-5	略
		1-6	略

	た個人識別事項		_____
		4-4	個人番号利用事務等実施者 _____
		4-5	略
		4-6	略

		特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの		
住民票の写し等の提示を受ける	規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する	2-1	略
			2-2	略
			2-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、_____個人番号カード_____

		特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの		
住民票の写し等の提示を受ける	規則第3条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する	5-1	略
			5-2	略
			5-3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステム

<p>ことが困難であるとして認められる場合等の本人確認の措置</p>	<p>書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p>_____特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</p>	<p>こと が 困 難 で あ る と 認 め ら れ る 場 合 等 の 本 人 確 認 の 措 置</p>	<p>書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）</p>	<p><u>による</u>特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第15条の規定により還付された通知カード（以下「還付された通知カード」という。） 又は同省令第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）</p>
	規 官公署 <u>3-</u> <u>本人の写真の表</u>	規 官公署 <u>6-</u> <u>写真なし身分証</u>			

則 第 2 条 第 2 項 第 2 号	又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	1	<u>示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書」という。）</u>
		3-2	<u>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が六か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</u>
		3-3	<u>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又</u>

則 第 3 条 第 2 項 第 2 号	又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	1	<u>明書等</u>
		6-2	<u>地方税等の領収証書等</u>
		6-3	<u>写真なし公的書類</u>

			<p>は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p>		
		3-4	<p>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施</p>	6-4	<p>本人交付用税務書類</p>

			者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）				
規則第24条第5号	過去に法第十条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当	4-1	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項				

	<p>該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考慮すべき事情（以下「事項等」という。）であつて財務大臣等が適当と認める事項等</p>		
規則第25条第5項	本人し か知り 得ない 事項そ の他の 個人番 号利用 事務実	5- 1	略

規則第34条第4項	本人し か知り 得ない 事項そ の他の 個人番 号利用 事務実	7- 1	略

	施者が 適当と 認める 事項		
規則 第2 条第 6項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	6-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が_____令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人であること」とい

	施者が 適当と 認める 事項		
規則 第3 条第 5項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	8-1	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が <u>通知カード</u> 若しくは令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第3条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること(以下「個人番号の提供を行う者が本人で

				う。)が明らかな場合
			6-2	略
			6-3	略
電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場	規則第3条第2号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該	7-1	個人番号カード
			7-2	還付された個人番号カード
			7-3	略
			7-4	略
			7-5	略

				う。)が明らかな場合
			8-2	略
			8-3	略
電子情報処理組織を使用して個人番号の提供を受ける場	規則第4条第2号口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(当該	9-1	個人番号カード又は通知カード
			9-2	還付された個人番号カード又は還付された通知カード
			9-3	略
			9-4	略
			9-5	略

合 の 本 人 確 認 の 措 置		提供を 行う者 の個人 番号及 び個人 識別事 項が記 載され ている ものに 限る。)		
	規 則 第 3 条 第 2 号 口 後 段	個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める 方法	<u>8</u> - 1	略
	規 則 第 3 条 第 2 号	個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める 方法	<u>9</u> - 1	略
			<u>9</u> - 2	略

合 の 本 人 確 認 の 措 置		提供を 行う者 の個人 番号及 び個人 識別事 項が記 載され ている ものに 限る。)		
	規 則 第 4 条 第 2 号 口 後 段	個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める 方法	<u>10</u> - 1	略
	規 則 第 4 条 第 2 号	個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める 方法	<u>11</u> - 1	略
			<u>11</u> - 2	略

	二		<u>9</u> - 3	略
			<u>9</u> - 4	略
本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明	規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する	<u>10</u> - -1	略
			<u>10</u> - -2	略

	二		<u>11</u> - -3	略
			<u>11</u> - -4	略
本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明	規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明する	<u>12</u> - -1	略
			<u>12</u> - -2	略

する書類		ものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類		
写真の表示等により代理人である個人番号提供者	規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記	<u>11</u> 略	
			-1	
			<u>11</u> 略	
			-2	
		は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記	<u>11</u> 略	
			-3	
			<u>11</u> 略	
			-4	

する書類		ものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類		
写真の表示等により代理人である個人番号提供者	規則第7条第1項第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記	<u>13</u> 略	
			-1	
			<u>13</u> 略	
			-2	
		は発給された書類その他これに類する書類であって、令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載された個人識別事項が記	<u>13</u> 略	
			-3	
			<u>13</u> 略	
			-4	

<p>を 確 認 で き る 書 類</p>	<p>載 され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個</p>		<p>を 確 認 で き る 書 類</p>	<p>載 され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個</p>	
--	--	--	--	--	--

	人番号 利用事 務実施 者が適 当と認 めるも の		
規 則 第 7 条 第 2 項	登記事 項証明 書その 他の官 公署か ら発行 され、 又は発 給され た書類 及び現 に個人 番号の 提供を 行う者 と当該 法人と の關係 を証す る書類 その他 これら に類す る書類	<u>12</u> -1	略
		<u>12</u> -2	略

	人番号 利用事 務実施 者が適 当と認 めるも の		
規 則 第 7 条 第 2 項	登記事 項証明 書その 他の官 公署か ら発行 され、 又は発 給され た書類 及び現 に個人 番号の 提供を 行う者 と当該 法人と の關係 を証す る書類 その他 これら に類す る書類	<u>14</u> -1	略
		<u>14</u> -2	略

		であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）		
代理人である個人番号	規則第9条第1項第	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発	<u>13</u>	略
			-1	
			<u>13</u>	略
			-2	
			<u>13</u>	略
			-3	
			<u>13</u>	略
			-4	

		であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（当該法人の商号又は名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）		
代理人である個人番号	規則第9条第1項第	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発	<u>15</u>	略
			-1	
			<u>15</u>	略
			-2	
			<u>15</u>	略
			-3	
			<u>15</u>	略
			-4	

号 提 供 者 を 確 認 で き る 書 類 等 の 提 示 を 受 け る こ と が 困 難 で あ る と 認 め	2 号	給され た書類 その他 これに 類する 書類で あって 個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める もの		
	規 則 第 9 条 第 3 項	本人及 び代理 人しか 知り得 ない事 項その 他の個 人番号 利用事 務実施 者が適 当と認 める事 項	<u>14</u> -1	略
	規 則 第 項	令第 12 条 <u>第 3</u> 項 第 1	<u>15</u> -1	雇用契約成立時 等に本人である ことの確認を行

号 提 供 者 を 確 認 で き る 書 類 等 の 提 示 を 受 け る こ と が 困 難 で あ る と 認 め	2 号	給され た書類 その他 これに 類する 書類で あって 個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める もの		
	規 則 第 9 条 第 3 項	本人及 び代理 人しか 知り得 ない事 項その 他の個 人番号 利用事 務実施 者が適 当と認 める事 項	<u>16</u> -1	略
	規 則 第 項	令第 12 条 <u>第 2</u> 項 第 1	<u>17</u> -1	雇用契約成立時 等に本人である ことの確認を行

ら れ る 場 合 等 の 本 人 確 認 の 措 置	9 条 第 4 項	号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条 第3項 第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかなる場合	
			<u>15</u> -2	略
			<u>15</u> -3	略
	<u>15</u> -4	略		
規 則	官公署 又は個	<u>16</u> -1	略	

ら れ る 場 合 等 の 本 人 確 認 の 措 置	9 条 第 4 項	号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条 第2項 第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること」という。）が明らかなる場合	
			<u>17</u> -2	略
			<u>17</u> -3	略
	<u>17</u> -4	略		
規 則	官公署 又は個	<u>18</u> -1	略	

第 9 条 第 5 項 第 6 号	人番号 利用事 務等実 施者か ら発行 され、 又は発 給され た書類 その他 これに 類する 書類で あって 個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める もの (本人 の個人 番号及 び個人 識別事 項の記 載があ るもの に限 る。)	<u>16</u> -2	略
		<u>16</u> -3	還付された個人 番号カード_____

第 9 条 第 5 項 第 4 号	人番号 利用事 務等実 施者か ら発行 され、 又は発 給され た書類 その他 これに 類する 書類で あって 個人番 号利用 事務実 施者が 適当と 認める もの (本人 の個人 番号及 び個人 識別事 項の記 載があ るもの に限 る。)	<u>18</u> -2	略
		<u>18</u> -3	還付された個人 番号カード又は <u>還付された通知 カード</u>

電子情報処理組織を使用し本人の代理人から個人番号の提供を	規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<u>17</u> -1	略
	規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<u>17</u> -2	略
提供を	規則第	代理人に係る署名用	<u>18</u> -1	略

電子情報処理組織を使用し本人の代理人から個人番号の提供を	規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<u>19</u> -1	略
	規則第10条第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	<u>19</u> -2	略
提供を	規則第	代理人に係る署名用	<u>20</u> -1	略

受ける場合の本人確認の措置	10 条 第 2 号	電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）	<u>18</u> -2	略
			<u>18</u> -3	略
			<u>18</u> -4	略
			<u>18</u> -5	略
			<u>18</u> -6	略
			<u>18</u> -7	略
			<u>18</u> -8	略
			<u>18</u> -9	略
			<u>18</u> -10	略

受ける場合の本人確認の措置	10 条 第 2 号	電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいう。）	<u>20</u> -2	略
			<u>20</u> -3	略
			<u>20</u> -4	略
			<u>20</u> -5	略
			<u>20</u> -6	略
			<u>20</u> -7	略
			<u>20</u> -8	略
			<u>20</u> -9	略
			<u>20</u> -10	略

	及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法		
規則第10条第3	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から	<u>19</u> -1	本人の個人番号カード_____
		<u>19</u> -2	本人の還付された個人番号カード_____

	及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法		
規則第10条第3	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から	<u>21</u> -1	本人の個人番号カード又は <u>通知カード</u>
		<u>21</u> -2	本人の還付された個人番号カード又は <u>還付された通知カード</u>

号 口 前 段	発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	<u>19</u> -3	略
		<u>19</u> -4	略
		<u>19</u> -5	略
規則第10	個人番号利用事務実施者が	<u>20</u> -1	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を

号 口 前 段	発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	<u>21</u> -3	略
		<u>21</u> -4	略
		<u>21</u> -5	略
規則第10	個人番号利用事務実施者が	<u>22</u> -1	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を

	条 第 3 号 口 後 段	適 当 と 認 め る 方 法		受 け る こ と		条 第 3 号 口 後 段	適 当 と 認 め る 方 法		受 け る こ と
--	---------------------------------	--------------------------------------	--	-----------------------	--	---------------------------------	--------------------------------------	--	-----------------------

附 則

この告示は、令和2年5月25日から施行する。